

令和4年度 伊達飲食店組合
第72回 通常総会

議案第1号 飲食店組合同約の一部改正について

議案第2号 令和3年度事業報告及び収支決算について

監 査 報 告

議案第3号 令和4年度事業企画(案)及び収支予算(案)について

議案第4号 役員の改選について

総会開催日 令和4年6月1日(水)

伊達飲食店組合

伊達飲食店組合規約の一部改正について

これまでの規約では、

第6条会費について、月額で2,500円（年額30,000円）として毎月の納入を求めています。また、商工会議所の会費を含めていましたが、会議所との委任契約等がないまま慣例で行っていたことから、本来の組合運営形態にするべく、組合費のみの規定を明確にして2万円とするものです。併せて、毎月の納入規定がありませんでしたので、納入規定を年2回（6月と12月）と定めることとしたものです。

※ 別紙の規約をご覧ください

伊達飲食店組合規約

(名称)

第1条 本組合は、伊達飲食店組合(以下『組合』という。)と称し、事務所を伊達商工会議所内に置く。

(目的)

第2条 組合は、組合員の営業及び食品衛生の改善・向上と、相互の親睦を図ることを目的とする。

(組合員の資格)

第3条 伊達市に事業所を有する飲食業者で、食品衛生法第52条の規定に基づく許可を有し、組合の趣旨に賛同し入会した者を組合員とする。

(加入)

第4条 組合員の資格を有する者は、加入申込書の提出を必要とする。

(資格喪失)

第5条 組合員は、次の事由により資格を失う。

- ① 事業の停止又は廃止
- ② 組合費を6ヶ月以上未納の者
- ③ 組合の名誉を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った者

(会費)

第6条 組合は、運営の為に年額20,000円の会費を徴収する。ただし、新たに加入する者のその年度の会費は、次のとおりとする。

1. 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額
 2. 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1
- 2 会費の納期は、次のとおりとする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費については、加入の日とする。

1. 前期 6月1日から同月30日まで
 2. 後期 12月1日から同月30日まで
- 3 前項の納期にその年額を等分して納入するものとする。ただし、前期にその年額を一括して納入することを妨げない。
- 4 組合は、事情により特別会費を徴収する事が出来る。

(事業)

第7条 組合は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 組合員の経済的地位の向上に関する事。
2. 組合員の経営に関する技術の向上改善及び知識の普及に関する事。
3. 組合員の福利厚生及び親睦に関する事。
4. 社会福祉に関する事。
5. その他組合の目的達成に必要な事業。

(役員)

第8条 組合に、次の役員を置く。

1. 組合長 1名
2. 副組合長 若干名
3. 役員 若干名
4. 監査 2名

(役員選出及び任期)

第9条 組合長は、総会において組合員のうちから選出する。副組合長及び役員並びに監査は、組合長が組合員のうちから選任する。

2 役員は、組合長及び副組合長を補佐し、会務を掌理する。

(職務)

第10条 組合長は、組合を代表し、会務を総理し各会議の議長となる。

1 副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代理する。

2 役員は、組合長及び副組合長を補佐し、会務を掌理する。

3 監査は、会務及び会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第11条 組合に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、組合長が委嘱する。

(事業年度)

第12条 組合の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会議)

第13条 組合の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とし、組合長が招集する。

2 総会は、組合員の3分の1以上の出席により成立する。

3 通常総会は、事業年度終了の日から2か月以内に開催する。

4 組合長は、役員会の議決及び全会員の3分の1以上の組合員から請求があった場合、臨時総会を招集しなければならない。

5 次の事項は、総会に於いて議決する。

① 事業報告及び収支決算に関すること。

② 事業計画及び収支予算に関すること。

③ 規約の改廃に関すること。

④ 組合長の選出に関すること。

(役員会)

第15条 組合に、役員会を置く。

2 役員会の構成は、組合長、副組合長、役員とする。

3 役員会は、組合長が招集し、議長を務める。

4 役員会は、構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。

5 次の事項は、役員会において議決する。

① 総会に提出する議案。

② その他業務執行に関し重要な事項。

(慶弔)

第16条 組合員の慶弔の金額は、1万円以内とする。

2 その他の場合は、組合長の判断に一任する。

(組合員の遵守事項)

第17条 組合員内での従業員の引抜的行為は、絶対に厳禁する。但し、店主当事者間で了解があった場合は、この限りでない。

2 前項の規程に違反した場合は、3ヶ月間雇用が出来ないものとする。

(雑則)

第 18 条 この規約に定めのない事項については、組合長は役員会に諮った上で定める。

附則

- 1 この規約は、平成元年 4 月 11 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 3 年 4 月 25 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 7 年 5 月 24 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 9 年 4 月 17 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 12 年 5 月 19 日より施行する。
- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 22 日より施行する。
- 1 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

令和3年度 伊達飲食店組合収支決算書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

[収入の部]

(単位 円)

科 目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(▲)	摘 要
組 合 費	0	0	0	令和3年分組合費は市補助金
過 年 度 組 合 費	0	30,000	▲ 30,000	1件分
補 助 金	4,577,000	4,080,000	497,000	令和3年分組合費相当分138件×30,000 =4,140,000円
				コロナ対策道補助金 437,000円
雑 収 入	71,911	20,942	50,969	預金利息13円、賠償共済事務費9,478円 道社交組新年会中止返戻金16,000円、 〃 交流会旅費返戻46,420円
前 年 度 繰 越 金	1,906,058	1,906,058	0	
合 計	6,554,969	6,037,000	517,969	

[支出の部]

科 目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(▲)	摘 要
連 合 会 負 担 金	247,800	250,000	▲ 2,200	連合会負担金350円×12ヶ月×59件
事 務 負 担 金	150,000	150,000	0	商工会議所事務経費
議 員 負 担 金	180,000	180,000	0	商工会議所議員会費等
商 工 会 議 所 会 費	495,000	460,000	35,000	5,000円×99店
事 務 費	211,520	200,000	11,520	事務用品20,241円、電話料70,800円、郵便代77,689円、振込手数料42,790円
会 議 費	0	80,000	▲ 80,000	役員会
事 業 費	1,049,390	800,000	249,390	コロナウイルス感染予防事業 582,690円 HACCP記録簿 19,100円 組合ホームページ製作 286,000円 感染予防品助成事業6件 117,600円 清掃活動事業用 44,000円
交 際 費	116,275	150,000	▲ 33,725	開店祝4件、香典等5件
旅 費	46,420	200,000	▲ 153,580	旅費
雑 費	91,300	100,000	▲ 8,700	諸会議負担金、広告料他
予 備 費	0	3,467,000		
次 年 度 繰 越 金	3,967,264	0	3,967,264	普通預金
合 計	6,554,969	6,037,000	517,969	

監 査 報 告 書

預金通帳、関係諸帳簿を監査の結果、正当と認めます。

令和4年5月18日

会 計 監 査 吉 野 達 雄



〃 室 木 留 利 子



令和4年度 伊達飲食店組合 事業計画書（案）

1. 会 議

- ① 第73回 通常総会の開催
- ② 役員会の開催

2. 事 業

- ① 組合活性化事業の実施
- ② 新年交礼会の開催
- ③ 組合員の拡大
- ④ 生活衛生融資の指導斡旋
- ⑤ 食品営業賠償共済の加入促進
- ⑥ 福利厚生事業の実施（健康診断）

3. 大 会

- ① 各種関係開催大会への参加

4. その他

- ① 各種イベント事業等への協力
- ② 関係諸機関との連絡協調
- ③ その他必要と認めた事項

令和4年度 伊達飲食店組合 収支予算書(案)

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

[収入の部]

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(▲)	摘 要
補 助 金	0	4,080,000	▲ 4,080,000	伊達市からの組合助成R3終了
過年度組合費	0	30,000	▲ 30,000	
組 合 費	2,720,000	0	2,720,000	136件×20,000円
雑 収 入	736	20,942	▲ 20,206	預金利息、手数料等
預 り 金	0	0	0	
前年度繰越金	3,967,264	1,906,058	2,061,206	
合 計	6,688,000	6,037,000	651,000	

[支出の部]

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(▲)	摘 要
連合会負担金	250,000	250,000	0	連合会負担金
事務負担金	150,000	150,000	0	商工会議所共益費
議員負担金	180,000	180,000	0	商工会議所2号議員会費
商工会議所会費	0	460,000	▲ 460,000	5,000円×99店
事務費	200,000	200,000	0	事務用品、郵送料、電話料 他
会議費	80,000	80,000	0	総会経費
事業費	800,000	800,000	0	コロナウィルス感染予防事業 組合ホームページ更新料
交 際 費	150,000	150,000	0	開店祝、香典等
旅 費	200,000	200,000	0	旅費
雑 費	100,000	100,000	0	諸会議負担金 他
予 備 費	4,578,000	3,467,000	1,111,000	次年度繰越
合 計	6,688,000	6,037,000	651,000	

役員改選について

根拠条文

(役員選出及び任期)

第9条 組合長は、総会において組合員のうちから選出する。副組合長及び役員並びに監査は、組合長が組合員のうちから選任する。

2 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により役員に選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

※ 4月25日(月)開催の第1回役員会にて、辻浦組合長を再任することを決定。